

令和4年度第6回理事会議事録(案)

日時：令和5年1月14日(土) 13時30分～16時

場所：鹿児島県看護研修会館2階研修室

I 理事会の構成

理事：17名 監事：2名 合計19名

II 理事の出欠確認

出席理事 16名

会長 八田冷子(代表理事)

副会長 田畑知子

副会長 渡邊和代

専務理事 今村 恵

常任理事 林 恵子

職能理事 小田房子、潟山勝美、谷川智子、柳田千草、徳永博子

地区理事 西野富士子、牧枝さとみ、新井田香、寺師真理子、

近間眞由美、正岡ゆかり

委任状出席理事 1名

会員 田口弥生(久保田祥子の代理)

III 監事の出欠確認

出席監事 2名(全員出席)

永山広子、岩重洋一

IV 会長挨拶(略)

V 定足数の確認

定款第40条に基づく議決に加わることができる理事16名(会長=議長は除く)のうち15名の出席は、議決に加わることができる理事16名の過半数8名以上であることから本会は有効に成立することを確認した。

以後、会長(定款第39条)が本会の議長となり、以下のとおり進行した。

VI 協議事項

1 基本方針に関する事項

1) 令和4年度鹿児島県看護協会事業検討会を踏まえての今後の取組について

専務理事は、次のように説明した。

前回の事業検討会の協議事項における、後日の対応・業務執行理事会等での検討状況については以下のとおりである。

- ① 看護職能委員会Iから依頼のあった准看護師の基礎的なデータ情報については、県のホームページや県関係課から、准看護師に関する年齢、就業先、地区別就業者数、県内看護師養成所の学校別国家試験合格の推移等を入手し提供した。看護職能委員会Iからデータを基に作成した資料の提供があった。
- ② 教育委員会からのアンケート結果の共有については、それぞれの主催した委員会へは研修会のアンケート結果を返しているところだが、それ以外で必要な場合は、本協会に相談していただきたい。

- ③ 認定看護管理者教育運営委員会からの「サードレベル研修についての今後の当協会開催」については、広域的な視点や他県との兼ね合いもあるので、当協会ではファースト、セカンドの研修に力を入れる。

なお、各医療機関の人材育成計画に基づく、ファースト、セカンド、サード研修の受講希望調査の内容や時期については、今後検討し対応する。

- ④ 地区事業の手当てについては、謝金規程に基づき地区で判断していただきたい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

併せて、谷川理事から本県の准看護師の現状について説明がなされた。

- 2) 令和5年度の重点事項の追加について

会長は、次のように説明した。

看護連盟との意見交換を踏まえて、令和5年度重点事業の「4看護の資質向上及び看護職の役割拡大の推進」の「1) 看護基礎教育体制の整備」に新人教育を追加するとともに、数値目標「卒後新人看護職員の県内就業率」を設定した。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

- 3) 教育事業の基本的な考え方及び令和5年度生涯教育研修計画(案)について

常任理事は、次のように説明した。

教育理念や教育目的・教育目標及び令和5年度の教育計画については、前回の事業検討会で示したものと同様であり、今後2月中に講師を選定し、3月までに教育計画を示す予定である。

なお、ファーストレベル・セカンドレベルの講師や協力者の確保に苦慮しているところであり皆様の協力をお願いしたい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

## 2 管理的事項

- 1) 令和5年度改選役員・推薦委員並びに2023年度代議員及び予備代議員の推薦状況について  
専務理事は次のように説明した。

現時点の推薦状況について説明するとともに、今後とも推薦に関する協力をお願いした。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

- 2) 規程等の改正(6件)について

会長は、事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後、事務局長は次のように説明した。  
今回6つの規程等について改正をお願いするが、主な改正点について説明したい。

- ① 職員給与等の改正について

- ・ 定期昇給に伴い、現在の最高俸30号俸を超える正規職員の発生が予想されることから、別表に31号俸以上を新たに追加し、併せて新たな号俸の昇給額は2級500円及び3級600円ずつとする。
- ・ 特別嘱託員への賞与は会長が定める額とし、退職金は支給しない。

- ・ 字句等の整理。(以下他の規程も同様である)
- ② 職員の賞与の支給率の改定
  - ・ 賞与の支給率は5年ごとに5年間分ずつ決定しており、令和5年度から9年度までを6月支給2.1、12月支給2.3とする。
- ③ 旅費規程の改正
  - ・ キャンセル料などの補填についての明記。
  - ・ 役職員の航空機利用の出張については、航空賃は領収書等を提出し実費支給とする。
- ④ 謝金規程の改正
  - ・ 支払い基準に定めてない単価等の決議については、選定・調整・決定にあたって時間的に余裕がないことから理事会から業務執行理事会へ変更する。
  - ・ 事業協力者等への謝金を支払うため、講師謝金支払基準の別表を改正する。
- ⑤ 就業規則の改正
  - ・ 採用時の労働条件を明記する。
  - ・ 裁判員等の休暇制度を明記する。
  - ・ 個人情報等の漏洩防止について具体的な漏洩禁止事項を明記する。
  - ・ 職員のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止を明記する。
  - ・ スキルアップするための教育訓練制度を明記する。
  - ・ 再雇用の年齢制限を65歳から70歳に変更するとともに、再雇用時の契約内容の確認を明記する。
  - ・ 公益通報者保護制度を明記する。
  - ・ 副業・兼業制度導入について明記する。
- ⑥ 臨時職員就業規則の改正
  - ・ 臨時職員から非常勤職員への名称変更
  - ・ 個人情報等の漏洩防止について具体的な漏洩禁止事項を明記する。
  - ・ 職員のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止を明記する。
  - ・ 副業・兼業制度導入について明記する。

なお、就業規則については、職員に同意を得た上で労働基準監督者届け正式に発効することになります。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

#### 4 会員支援

専務理事は次のように説明した。

##### 1) 令和5年度鹿児島県看護協会名誉会員候補者について

公益社団法人鹿児島県看護協会名誉会員推薦規程及び平成24年11月17日の理事会で承認された事項を踏まえて、役職員歴は15年以上なくても、過去10年に遡り、最終の県看護協会会員時の年齢が75歳以上で、表彰する令和5年度に80歳以上の者を表彰することとし、秋葉公子氏、山崎京子氏、福崎妙子氏の3名を候補者とした。

2) 令和5年度鹿児島県看護業務功労者知事表彰候補者の推薦について

平成25年1月26日の理事会で表彰推薦の考え方については整理されているが、現段階では候補者が決まっていないため事務局に一任させていただきたい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

VII 報告事項

1 事業推進に関する事項

- 1) 教育事業について
- 2) ナースセンターに関連した事業について
- 3) 障害者支援施設等の感染防止対策のための相談・支援事業について
- 4) 新型コロナウイルス感染症に関する看護師派遣調整事業について
- 5) 記念史の写真等について
- 6) 日本看護協会の監査について

2 管理的事項

- 1) 理事会・運営委員会議事録について

3 会員支援

- 1) 令和4年度鹿児島県看護協会会員数及び令和5年度会員継続申し込み状況について

4 その他（理事会当日）


- (1) 日本看護協会理事会報告（口頭報告）
- (2) 職能委員会報告（書面報告）(3) 地区報告（書面報告）
- (4) 委員会報告（書面報告）(5) 地区長情報交換会報告（口頭報告）
- (6) 他団体会議報告（書面及び一部口頭報告）(7) 出張報告（県外）（書面報告）


以上、議長は協議事項が全てを終了した旨を告げ、16時に閉会した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作成し、次のとおり署名する。

令和5年1月14日

公益社団法人 鹿児島県看護協会

代表理事（会長） 八田 冷子 

監 事 永山 広子 

監 事 岩重 洋一 